

定 款

(2025年 6 月27日現在)

777電子株式会社

フクダ電子株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、フクダ電子株式会社と称し、英文では、FUKUDA DENSHI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療用機械器具の製造及び販売
2. 医療用システムの設計及び販売
3. 電気計測器の製造及び販売
4. 動物用医療用機械器具の製造及び販売
5. 中古医療機器の販売
6. 医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品等の製造及び販売
7. 前各号に関連する機器並びに材料の製造及び販売
8. 前各号に掲げた物品の輸出及び輸入
9. 前 1～5 及び 7～8 の各号に掲げた機械器具のレンタル
10. 前 1～5 及び 7～8 の各号に掲げた機械器具の修理
11. 介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、住宅改修、輸送サービス
12. 有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営
13. 病院開業のための立地診断、開発、市場調査等に関するコンサルティング業務
14. 講習会、セミナー、研修会等の企画、運営、管理及び実施
15. 安全及び電磁性試験業務の請負
16. 建築工事の請負
17. 不動産の売買、賃貸借並びに管理
18. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,600万株とする。

(単 元 株 式 数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決 議 の 方 法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。

(選 任 方 法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役との責任限定契約)

第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会 規 程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数及び選任方法)

第27条 当社の監査役は4名以内とする。

2. 監査役は、株主総会において選任する。
3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常 勤 の 監 査 役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、各々の監査役が招集することができる。ただし、監査役会において招集すべき監査役を定めることができる。

2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任及び任期)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(自己の株式の取得)

第39条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。